

富士通健保の任意継続被保険者制度を喪失後に、特例退職者医療制度(特退)に加入される方へ

1. 提出書類について

(1) 特退資格取得申請書

(2) 住民票

発行後3ヶ月以内で個人番号〈マイナンバー〉の記載の無い、続柄記載の世帯全員のもの
ただし、被扶養者がいない場合は、本人のみの住民票でも可

(3) 国民年金・厚生年金保険 年金証書〈厚生労働大臣発行〉のコピー

※年金証書が届くまでの間は年金受給権資格証明書で可

- ・国民年金・厚生年金保険年金証書が無い場合、年金受給権資格証明書(健保指定用紙)をご提出ください。
- ・年金受給権資格証明書の事業所証明欄は、当健保にて対応いたします。
必要事項のみご記入のうえ、他の書類と一緒にご提出ください。

★特例退職の保険料引落とし口座は、任意継続と同じ口座になります。

変更する方のみ追加で書類をご提出いただきます。

【追加書類】 預金口座振替依頼書

※「預金口座振替依頼書」の用紙は同封しておりません。

変更をご希望の方は、当健保にお電話でご連絡ください。

2. 特退加入時にご家族を新規(追加)で被扶養者とする場合の提出書類について

特例退職資格取得申請書にある「特例退職者医療制度のご案内」にてご確認ください。

※既に、当健保組合の被扶養者として認定されている方は、引き続き継続加入できますので、申請不用です。

3. 保険料の納付について

保険料の納付方法については、特例退職資格取得申請書にある「特例退職者医療制度のご案内」をご覧ください、3種類(毎月払・6ヶ月払・1年払)から選択してください。

※保険料の納付につきましては、加入手続完了後にお送りする「特例退職者の資格取得について(ご通知)」にてご確認ください。

■書類送付先■

〒790-0011

愛媛県松山市千舟町5-6-1 ひめぎん末広町ビル

富士通健康保険組合 事務サポートセンター

特例退職担当 宛

以上

富士通健康保険組合 特例退職担当

電話：044-738-3010

※音声案内の【1】【1】を押してください。